

# 路木川河川整備計画

平成13年 1月

熊 本 県

# 路木川河川整備計画

## 目 次

第1章. 路木川流域の概要 .....	1
第2章. 河川整備計画の目標に関する事項 .....	3
第1節 計画対象区間 .....	3
第2節 計画対象期間 .....	3
第3節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 .....	3
第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 .....	3
第5節 河川環境の整備と保全に関する事項 .....	3
第3章. 河川整備の実施に関する事項 .....	4
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 .....	4
第1項 河川工事の目的、種類及び施行の場所 .....	4
第2項 河川管理施設の機能 .....	4
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 .....	5
第3節 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 .....	5
第1項 超過洪水対策 .....	5
第2項 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等に関する事項 .....	5
(参考図)	
河川工事位置図 .....	6
ダム横断図（下流）及びダム標準断面図 .....	7
貯水池平面図 .....	8

## 第1章 路木川流域の概要

路木川は、その源を熊本県牛深市の柱岳に発し、支川六郎次川等を合わせ、河浦町大字路木において羊角湾に注いでいる、流域面積は 10.3km<sup>2</sup>、幹川流路延長 6.0km の二級河川である。

気候は温暖であり、年平均気温は約 16℃である。流域の年平均降水量は約 1,900mm 程度であり、降雨は梅雨期、台風期に集中し、この時期の豪雨により災害が多く発生している。

本地域の地質は、中生代白亜紀及び新生代古第三紀の砂岩及び頁岩の堆積岩類が基盤岩をなして分布している。

河浦町の歴史は、羊角湾の海岸沿いに漁労民族による集落群が形成され始めたのに始まり、平地に農耕文化を築いていったとされている。中世以降は、天草氏の居城地として栄え、その文化遺産を今に残している。路木川においては下流部右岸の集落には路木の城（小見山城）跡が確認されているが、中流から上流にかけては、現在、遺跡や古墳等は確認されていない。

路木川流域はその多くをシイ・カシ萌芽林やスギ・ヒノキ植林などで覆われた山地で占められており、水田は路木川に張り付くようにわずかに分布し、河口付近は宅地として利用されている。また、自然公園法による雲仙天草国立公園第2種及び第3種特別地域と森林法による地域森林計画区が定められており、支川の桜追川との合流点から上流の区間と支川の六郎次川が砂防法による砂防指定地となっている。

牛深市と河浦町の人口、並びに流域に属する路木地区の人口は減少傾向にある。また、流域の周辺では沿岸漁業や養殖漁業が盛んに行われており、農業では米、柑橘類、野菜等の生産額が多い。

路木川の治水事業は、局部的に災害復旧工事が行われているが、抜本的な改修は実施されておらず、十分な整備状況にまで達していないことから、下流区間で洪水を流下させる河道の断面積が小さく、昭和 57 年 7 月等の豪雨による洪水時には、下流宅地において約 100 棟の床上浸水、中流部水田においては約 8ha の農作物被害等が発生している。そのため、沿川地域の生命・財産を洪水被害から守る治水計画の立案・実施が急務となっている。なお、路木川においては高潮被害は生じていない。

路木川水系の利水については、路木川本川で取水堰 4ヶ所により約 24ha の水田の灌漑取水、支川の六郎次川で取水堰 1ヶ所により約 5ha の水田の灌漑取水が行われる等利用されているが、河川延長が短く、勾配が急であり、流域の保水力に乏しい島嶼部の地形的特性から、昭和 36 年、42 年、59 年及び平成 6 年等の渇水時には、深刻な水不足に見舞われた。

また、路木川の位置する牛深市、河浦町では、その生活用水の水源として、牛深市が桜川の表流水、河浦町が一町田川の表流水及び地下水を利用しているが、天候に大きく左右されるため、それらの取

水は安定しておらず、両市町では慢性的に生活用水が不足している。また、生活様式の向上に伴う水需要量の増加も見込まれることから、水道水源として4,600m<sup>3</sup>/日の安定確保が必要であり、そのための新規水資源開発が課題となっている。

路木川の水量は、大河内橋地点での過去40年間（昭和34年～平成10年）の平均渇水流量は約0.04m<sup>3</sup>/s、平均低水流量は約0.06m<sup>3</sup>/sである。

路木川では環境基準の類型指定はなされていないが、水質については、汚濁指標の代表項目であるBOD75%値がAA類型の水質基準1mg/L未満をほぼ満足しており清浄である。

路木川流域は、自然の状態が多く残されている良好な河川環境、景観を維持しており、その流域には国指定名勝六郎次山、自然景観資源（第3回自然環境保全基礎調査（環境庁1986～1987））である古江岳及び頂上の古江神社があり、雲仙天草国立公園第2種及び第3種特別地域に属する。

路木川流域の植生は、代償植生であるシイ・カシ萌芽林やスギ・ヒノキ植林などが多く、シロヤマゼンマイ、オオカグマ等の温暖帯の植物やミミズバイ、タニワタリノキ等の照葉樹林の植物が多い。なお、上流域における保全上重要な植物には、ヒメノボタン、キエビネ等が確認されている。

一方、路木川流域の動物については、ほ乳類は島嶼部（天草諸島）という地形的要因により九州本土と比較し、生息種は少なく、鳥類ではヒヨドリ、ホオジロ等の留鳥や冬鳥のミヤマホオジロが多く、樹林及び草地環境で繁殖する種が確認されている。また、昆虫は南方系の種類が多いのが特徴的であり、魚類はアユやカワムツ、ヨシノボリに代表される純淡水魚や回遊魚が多く生息している。なお、流域における保全上重要な動物にはオオタカ、ハヤブサ、カワセミ等の鳥類（但し、オオタカ、ハヤブサの営巣は確認されていない。）やベニツチカメムシ、ハルゼミ、ゲンジボタル等の昆虫類、魚類ではボウズハゼが確認されている。

## 第2章. 河川整備計画の目標に関する事項

### 第1節 計画対象区間

二級河川法指定区間とする。

(図 河川工事位置図 参照)

### 第2節 計画対象期間

計画策定から概ね平成 25 年度までとする。

### 第3節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

戦後最大洪水である昭和 57 年 7 月豪雨を踏まえ、概ね 30 年に一回発生する規模の洪水に対し、下流宅地の家屋浸水を防止することを目標とする。

### 第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

概ね 10 年に一回発生する渇水時においても、安定した水利用と清浄な水質、良好な動植物の生息・生育環境等の維持を図る。

また、路木川の位置する牛深市、河浦町における、水道用水の需要に対処するため、水資源の開発及び合理的な利用の促進を図る。

### 第5節 河川環境の整備と保全に関する事項

河口域を含む河川や周辺の自然環境への河川整備の影響を最小限にとどめるとともに、河川や周辺の景観に配慮することにより、路木川水系の良好な河川環境・景観の保全（保持）に努める。

## 第3章 河川整備の実施に関する事項

### 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

#### 第1項 河川工事の目的、種類及び施行の場所

河川整備基本方針に位置付けられている河川改修と洪水調節施設のうち、河浦町大字路木地先に建設される路木ダムにより概ね30年に一回発生する規模の洪水を調節し、大河内橋地点の流量を $140\text{m}^3/\text{s}$ から $60\text{m}^3/\text{s}$ に低減することにより、下流宅地の家屋浸水を防止する。

さらに、新たな水道用水の確保と、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息地又は生育地の状況等を考慮し、10年に一回程度発生する湯水時においても、大河内橋地点において、概ね下表のとおりの流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保を図るものとする。

期 別	灌漑期 6月15日～9月24日	非灌漑期 9月25日～6月14日	備 考
流 量	0.13 $\text{m}^3/\text{s}$ (最大)	0.06 $\text{m}^3/\text{s}$	大河内橋

河川環境の保全については、ダム整備による河川やダム周辺の自然環境への影響を最小限にとどめるよう配慮するとともに、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況等を考慮した流量を路木ダムにより確保するものとする。

なお、整備の実施にあたり、整備により影響があると考えられる動植物に対しては、生息・生育環境への影響を最小限にとどめるよう配慮し、その生息・生育環境について定期的にモニタリング調査を実施し、学識者等の意見を聴取しながら、必要に応じ、その生息・生育環境保全対策を実施していく。

#### 第2項 河川管理施設の機能

##### 路木ダム本体

位置 : 左岸 熊本県天草郡河浦町大字路木  
右岸 熊本県天草郡河浦町大字久留

型式 : 重力式コンクリートダム

堤高 : 約 53 m

堤頂長 : 約 180 m

総貯水容量 : 約 2,290,000  $\text{m}^3$

湛水面積 : 約 14 ha (図 貯水池平面図 参照)

設置目的 : 洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の補給

## 第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理に関しては、法河川区間において、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から適切に行うものとする。

路木川の河川環境を構成している河川区域内の樹木等については、その保全に配慮しつつ、災害の発生の防止の観点から、適正に伐採等の維持管理に当たる。

## 第3節 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

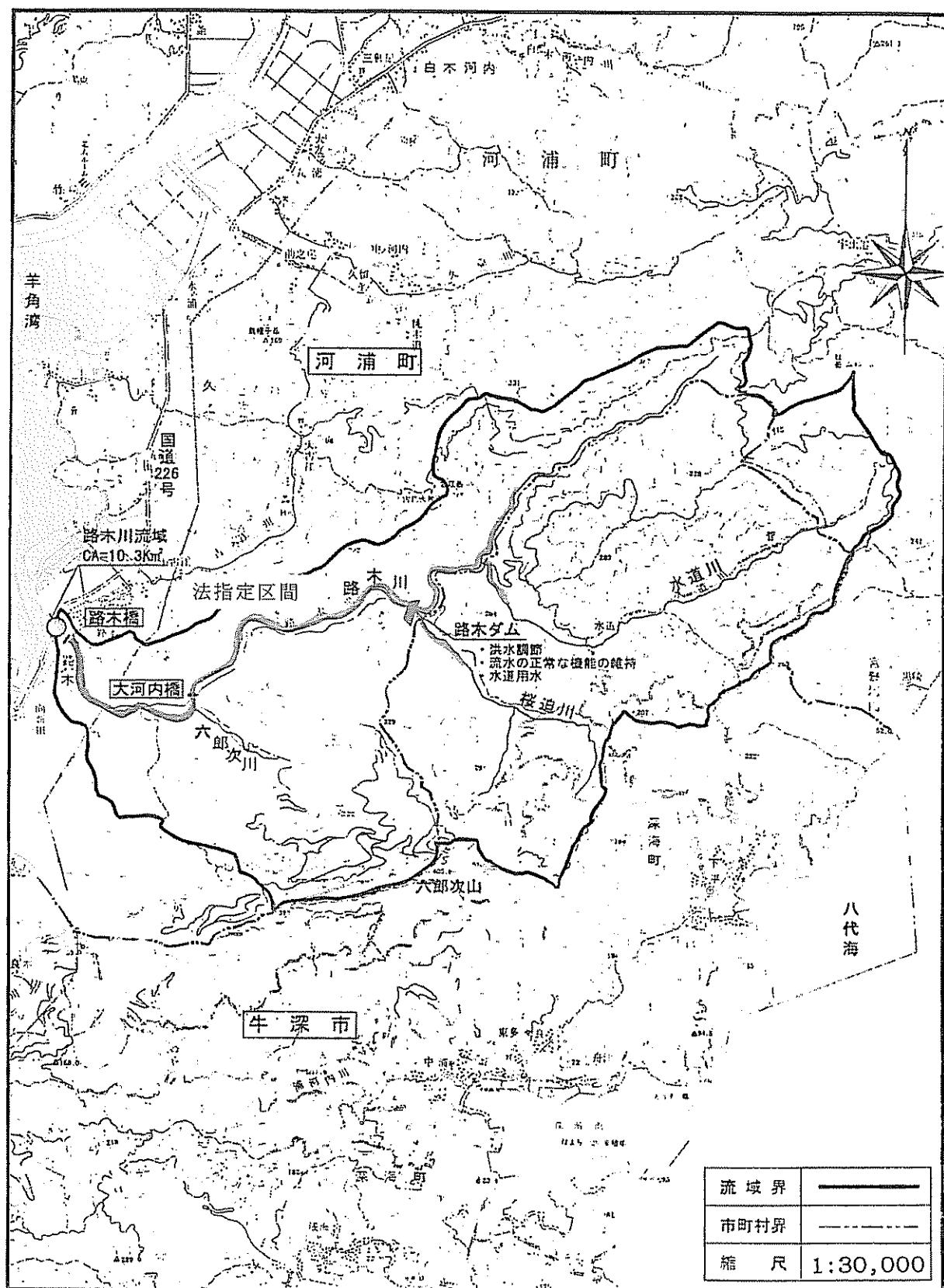
### 第1項 超過洪水対策

計画規模を超過する洪水氾濫を含め、被害の発生が予想される場合、地域の自主的な水防活動や避難経路の確保等に資する降雨、水位情報等の災害情報のきめ細かい提供を行う。

平常時は、浸水予想区域図等の作成・公表等災害情報の提供を推進するとともに、地域が主体となり推進する避難地・避難路等を明示したハザードマップの作成・公表を積極的に支援する。また、防災意識の啓発・高揚を図るため、住民参加型の防災教育、訓練を支援する。

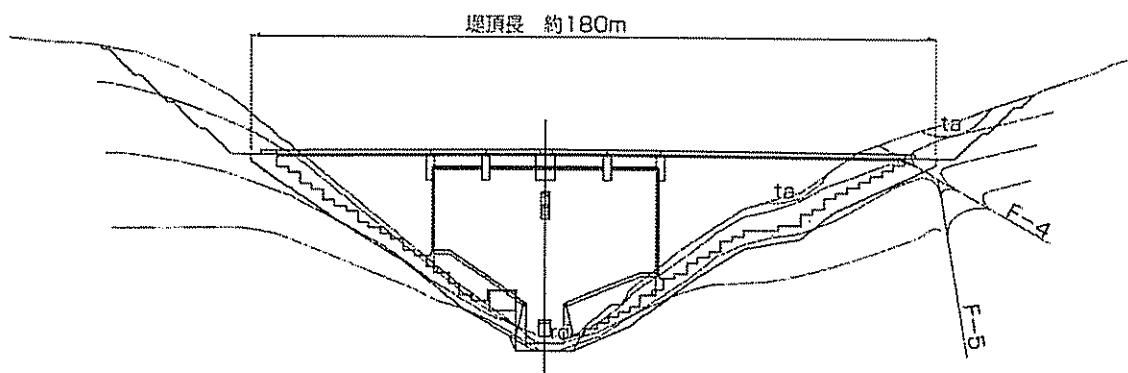
### 第2項 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等に関する事項

河川本来の機能及び整備により向上された機能を存続させ、その効用を十分に發揮させ、また、豊かな河川環境を保全し、将来へと良好な形で引き継いでゆくためには、地域住民の理解と協力が不可欠である。そのための方策として、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供すること等により、地域社会（川に関わる人々）との連携を図り、その活動を積極的に支援していくものとする。

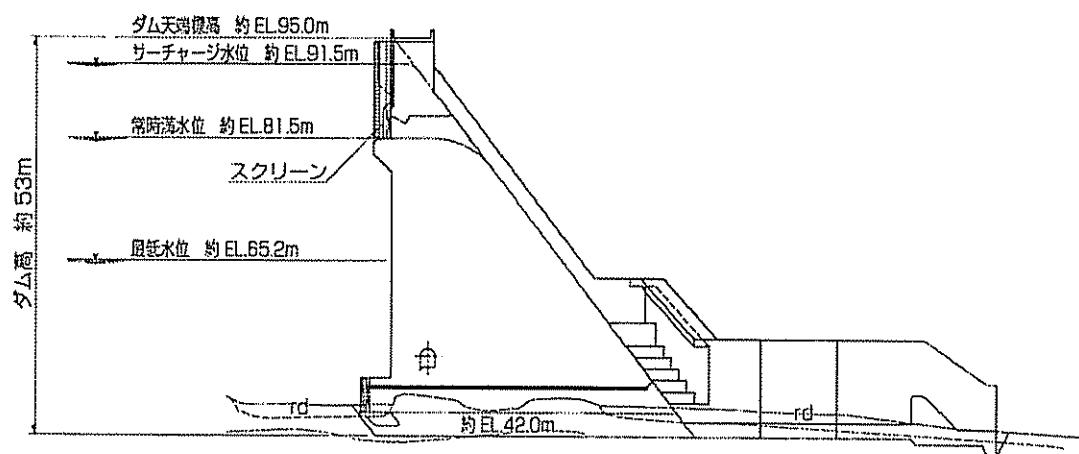


河川工事位置図

ダム横断図（下流）



ダム標準断面図



ダム横断図（下流）及びダム標準断面図

貯水池平面図

